

令和6年12月定例会

提出議案（概要）

- 議案第 135 号
公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正について . . . 2
- 議案第 136 号
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について . . . 3
- 議案第 137 号
北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について . . . 5
- 議案第 138 号
北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について . . . 7
- 議案第 139 号
北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について . . . 9
- 議案第 140 号
北九州市市民センター条例の一部改正について . . . 10
- 議案第 156 号
指定管理者の指定について（北九州市立交通安全センター） . . . 11

総務市民局

議案第135号

「公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

職員の派遣先となる団体をより適切かつ柔軟に選定できる環境を整えるため、市内に事務所を有していないが市の業務と関係が深い団体へ派遣を行うことができるよう、派遣先団体等について、北九州市内に事務所等を有するとする要件を削除するもの。

2 改正内容

- ・条例第2条第1項第3号及び第5号中「、市内に事務所を有するもので」という文言を削除する。
- ・条例第10条第2号中「市内に営業所を有する」を「本市が資本金その他これに準ずるものを出資している」に改める。

3 施行期日

公布の日

議案第136号

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」

1 議案提出理由

刑法等の一部を改正する法律が成立・公布されたことで、懲役・禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、関係する30の条例を一括して改めるもの。

※関係条例の一覧は別紙のとおり

2 刑法等の一部を改正する法律について（令和4年6月17日公布）

（1）改正目的

安心・安全な社会の実現のため、より一層の再犯防止対策が必要・重要となっている。現行法上、懲役は、一律に作業を行わせることとされているが、拘禁刑を創設し、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進するもの。

（2）改正内容

懲役・禁錮を廃止し、拘禁刑を創設

現行法		今回改正	
懲 役	刑事施設に拘置して 所定の作業を行わせる。	拘禁刑	刑事施設に拘置し、 <u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</u>
禁 錮	刑事施設に拘置する。		

3 整理条例について（今回提出議案）

（1）概 要

北九州市の各条例に規定された懲役及び禁錮を拘禁刑に改める必要があるため、該当する30の条例を一括改定するもの。整理条例により、該当する30条例がまとめて改正される。

（2）施行期日

令和7年6月1日（日）

※刑法等の一部を改正する法律の施行期日と同一

改正条例一覧

別紙

No.	例規名称	担当課	No.	例規名称	担当課
1	北九州市職員の分限に関する条例	総務市民局 人事課	16	北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	保健福祉局 障害者支援課
2	北九州市職員の給与に関する条例	総務市民局 給与課	17	北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	保健福祉局 障害者支援課
3	北九州市職員退職手当支給条例	総務市民局 給与課	18	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	子ども家庭局 こども施設企画課 子育て支援課
4	北九州市屋外広告物条例	都市整備局 管理課	19	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	子ども家庭局 こども施設企画課
5	北九州市消防団員退職報償金支給条例	消防局 消防団課	20	北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	子ども家庭局 こども若者育成課
6	北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例	消防局 消防団課	21	北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	子ども家庭局 こども施設企画課
7	北九州市心身障害者扶養共済制度条例	保健福祉局 障害福祉企画課	22	北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	子ども家庭局 こども施設企画課
8	北九州市公害防止条例	環境局 環境監視課	23	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例	子ども家庭局 こども施設企画課
9	市長等の退職手当に関する条例	総務市民局 給与課	24	北九州市行政不服審査会条例	総務市民局 文書館
10	北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	環境局 業務課	25	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例	教育委員会 教職員課
11	北九州市情報公開条例	総務市民局 文書館	26	北九州市宿泊税条例	財政・変革局 税制課
12	北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	保健福祉局 介護保険課	27	北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例	保健福祉局 地域福祉推進課
13	北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	保健福祉局 介護保険課	28	北九州市中央卸売市場条例	産業経済局 中央卸売市場
14	北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	保健福祉局 介護保険課	29	北九州市公設地方卸売市場条例	産業経済局 中央卸売市場
15	北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例	保健福祉局 保護課	30	北九州市個人情報保護に関する法律施行条例	総務市民局 文書館

議案第137号

「北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について」

1 議案提出理由

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮して給料表の改定等を行うことから、これらに係る関係規定を改めるもの。

2 関係条例

- (1) 北九州市職員の給与に関する条例
- (2) 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (3) 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (4) 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (5) 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

3 改正内容

(1) 北九州市職員の給与に関する条例

ア 給料表の改定（給与改定率 2.70%）

人事院勧告における同種俸給表の改定傾向等を考慮し、初任給を始めとした若年層に重点を置くとともに、中堅層や高齢層にも一定配慮した、全体的な改定を行う。

イ 初任給調整手当の改定

医療職給料表（1）の適用を受ける職員（医師、歯科医師）に対する支給月額限度額を309,200円から310,000円に改定する。

ウ 扶養手当の改定

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を10,000円から13,000円に改定する。

ただし、2年間の経過措置を設ける。

エ 地域手当の改定

地域手当の支給割合を3%から4%に改定する。

ただし、当分の間、地域手当の支給割合を3%とする特例措置を設ける。

オ 単身赴任手当の改正

採用に伴って住居を移転する職員に対して単身赴任手当を支給するため、関係規定を改める。

カ 管理職員特別勤務手当の改正

平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を、現行は午前零時から翌日の午前5時までのところ、午後10時から翌日の午前5時までに拡大するため、関係規定を改める。

キ 定年前再任用短時間勤務職員の支給対象となる手当の改正

定年前再任用短時間勤務職員に新たに住居手当を支給するため、関係規定を改める。

ク 特定任期付職員に係る特定任期付職員業績手当の廃止及び勤勉手当の支給

特定任期付職員に対する特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給するため、関係規定を改める。

(2) 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

(1) ウからクまでの改正と同様の改正を行うもの。

(3) 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

ア 暫定再任用職員の支給対象となる手当の改正

暫定再任用職員について、定年前再任用短時間勤務職員と同様に新たに住居手当を支給するため、関係規定を改める。

イ 暫定再任用職員の給料月額の設定

給料表の設定に伴い、経過措置として定める暫定再任用職員の給料月額の改定を行う。

4 施行期日

3 (1) ア、イ及び(3) イは、規則で定める日(令和6年4月1日適用)

3 (1) ウからクまで、(2) 及び(3) アは、令和7年4月1日((1) ウは令和9年3月31日まで経過措置あり、エは当分の間、特例措置あり)

議案第138号

「北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について」

1 議案提出理由

雇用保険の就業促進手当の支給対象の変更等に係る国家公務員退職手当法の改正に準じた措置を講ずる等のため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 雇用保険法改正に伴う規定の改正

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）において、就業促進手当の変更等に伴い、失業者の退職手当について、国家公務員退職手当法の改正に準じて関係規定を改める。

ア 就業促進手当に相当する退職手当の支給対象を安定した職業に就いた者とする。

(参考)

雇用保険法上の「就業促進手当」のうち、短期間就労の者に対して支給されている「就業手当」が廃止されることに伴う規定整備。

イ 雇用機会が不足していると認められる地域内に居住する等の一定の要件に該当する場合に給付日数を延長する特例について、暫定措置の期間を延長（令和9年3月31日以前に退職した職員まで適用）する。

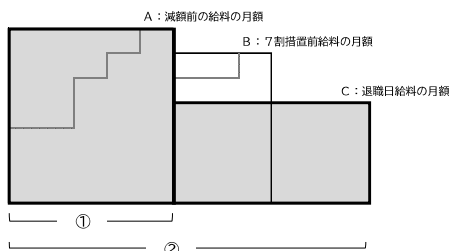
(2) 定年引上げに伴う改正

給料の月額の変更に伴う理由により給料の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例を設けるため、関係規定を改める。

ア 定年引上げに伴う給料月額7割措置の適用前に給料の月額が減額されたことがある職員の退職手当は、当該減額前の給料の月額、給料月額7割措置の適用前の給料の月額及び退職時の給料の月額により算定する。

【参考：退職手当の基本額の算定方法】

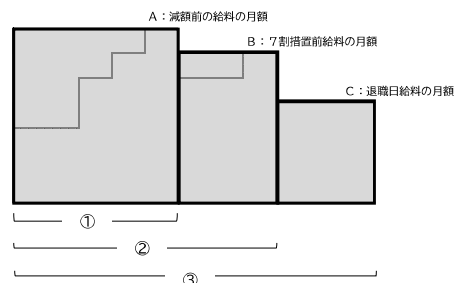
【現行（イメージ図）】



<退職手当の基本額>

- ・ A × ①の勤続期間に応じた割合
- ・ C × (②の勤続期間に応じた割合 - ①の勤続期間に応じた割合)
の合計額

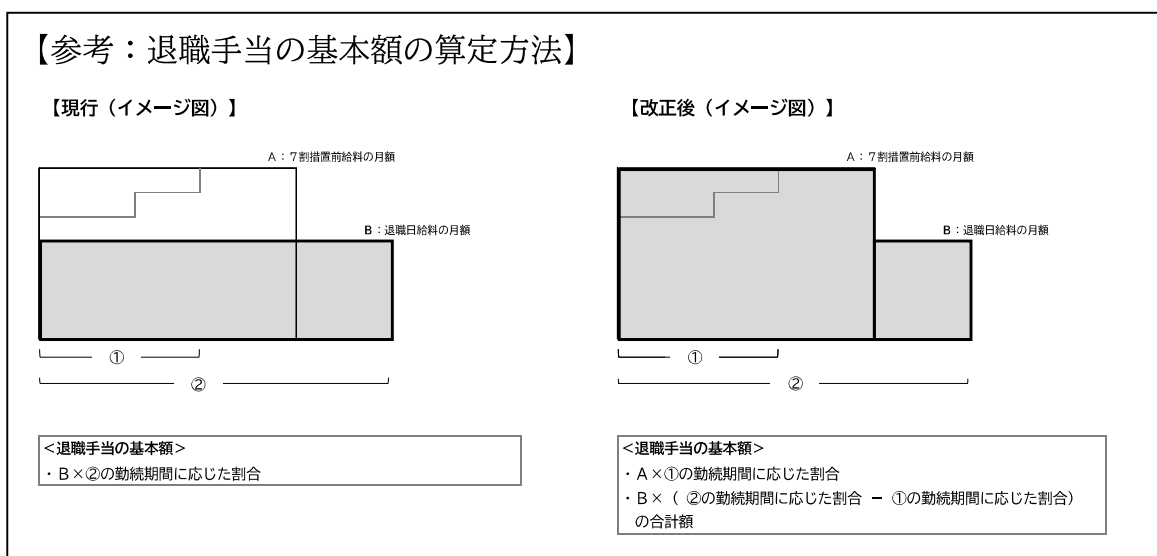
【改正後（イメージ図）】



<退職手当の基本額>

- ・ A × ①の勤続期間に応じた割合
- ・ B × (②の勤続期間に応じた割合 - ①の勤続期間に応じた割合)
- ・ C × (③の勤続期間に応じた割合 - ②の勤続期間に応じた割合)
の合計額

イ 企業局給与条例等の適用を受けていた職員から、引き続き退職手当条例の適用を受ける職員となった者のうち、給料月額7割措置の適用を受ける職員の退職手当は、企業局給与条例等の適用を受けていた職員として適用されていた給料の月額を含めて算定する。



3 施行期日

- 2 (1) については、令和7年4月1日
- 2 (2) については、令和7年1月1日

議案第139号

「北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

災害応急対策等業務手当を新設するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

種 類	支 給 範 囲	手 当 額
災害応急対策等業務手当	職員が、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事したときに支給する。	従事した1日につき1,080円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする（同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。）。 (1) 午後6時から翌日の午前6時までの間において業務に従事した場合 100分の50 (2) 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100分の100

3 施行期日

公布の日

(令和6年1月1日から適用)

議案第140号

「北九州市市民センター条例の一部改正について」

1 議案提出理由

新ビジョンに掲げる「若者やNPO、子育て・現役世代なども地域活動に参加しやすい仕組みの強化」として、市民センターの多目的利用化を進めるため、新たに利用目的の規制緩和として、営利目的での使用を認めるなど、使用の承認に係る要件等の関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 使用の承認に係る要件の変更

使用の承認をしない事由の一つとして規定している「営利を主たる目的とするとき。」を削除する。

(2) 営利のための使用に係る使用料の設定

営利のための使用に係る使用料の額は、規定使用料の額の50割に相当する額とする旨を規定する。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第156号

「指定管理者の指定について（北九州市立交通安全センター）」

1 議案提出理由

北九州市立交通安全センターについて、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議案を提出するもの。

2 内容

北九州市立交通安全センターについて、令和7年4月から5年間の管理を行う指定管理者に特定非営利活動法人I-DOを指定するもの。

(1) 指定管理者に管理を行わせる施設

北九州市立交通安全センター

(2) 指定管理者に指定する者

特定非営利活動法人I-DO

(3) 指定する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）